

平成 30 年定例会

予算決算常任委員会

環境生活農林水産分科会 説明資料

◎	議案補充説明	
1	議案第 9 号	
	平成 30 年度三重県一般会計予算（環境生活部関係）	1
2	議案第 40 号	
	三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案について	3
3	議案第 99 号	
	三重県手数料条例の一部を改正する条例案について（環境生活部関係）	5
4	議案第 2 号	
	平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 9 号）（環境生活部関係）	10
5	議案第 81 号	
	平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 10 号）（環境生活部関係）	12
◎	所管事項説明	
1	「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告（環境生活部関係）	15

別冊 平成 30 年度 当初予算関連資料

平成 30 年 3 月 13 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第9号 平成30年度三重県一般会計予算(環境生活部関係)

(単位:千円、%)

施策 番号	施策名	H29年度	H30年度	差引増減額	増減率
		1号補正後予算額	当初予算額		
		A	B	B-A	(B-A)/A
142	交通事故ゼロ、飲酒運転〇(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	63,232	59,247	▲ 3,985	▲ 6.3
143	消費生活の安全の確保	79,279	96,268	16,989	21.4
151	地球温暖化対策の推進	581,473	569,039	▲ 12,434	▲ 2.1
152	廃棄物総合対策の推進	3,667,211	2,140,556	▲ 1,526,655	▲ 41.6
154	大気・水環境の保全	526,301	478,868	▲ 47,433	▲ 9.0
211	人権が尊重される社会づくり	383,524	402,029	18,505	4.8
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	37,704	42,518	4,814	12.8
213	多文化共生社会づくり	75,497	69,759	▲ 5,738	▲ 7.6
228	文化と生涯学習の振興	1,907,707	1,899,234	▲ 8,473	▲ 0.4
255	協創のネットワークづくり	61,836	62,920	1,084	1.8
当部主担当施策 計		7,383,764	5,820,438	▲ 1,563,326	▲ 21.2
(111)	災害から地域を守る人づくり	7,156	7,740	584	8.2
(112)	防災・減災対策を進める体制づくり	2,000	3,125	1,125	56.3
(141)	犯罪に強いまちづくり	3,475	1,071	▲ 2,404	▲ 69.2
(144)	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	578	574	▲ 4	▲ 0.7
(226)	地域に開かれ信頼される学校づくり	5,011,828	5,034,032	22,204	0.4
(233)	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	1,920,812	1,927,092	6,280	0.3
(331)	国際展開の推進	83,889	82,950	▲ 939	▲ 1.1
(354)	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,779,856	1,033,478	▲ 746,378	▲ 41.9
他部主担当施策 計		8,809,594	8,090,062	▲ 719,532	▲ 8.2
人件費等		2,671,216	2,585,803	▲ 85,413	▲ 3.2
環境生活部 合計		18,864,574	16,496,303	▲ 2,368,271	▲ 12.6

注① 施策番号の()は、他部が主担当の施策です。 注②「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

別表 1

平成 30 年度当初予算 債務負担行為 (環境生活部関係)

【新規】

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
総合博物館「第 23 回企画展」展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	平成 31 年度	2,000
総合博物館「第 23 回企画展」資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	平成 31 年度	2,530
総合文化センター特別高圧受変電設備改修工事設計業務委託に係る契約	平成 31 年度	19,133
地域庁舎電気自動車充電器設置に係る賃貸借契約	平成 31 年度～平成 35 年度	28,038
環境総合監視システムウェブサイトセキュリティ電子証明書更新に係る契約	平成 30 年度～平成 33 年度	440
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約	平成 31 年度～平成 32 年度	1,130,000

(議案補充説明)

2 議案第 40 号 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する 条例案について

1 改正の趣旨

平成 29 年度末が基金活用の期限であった三重県消費者行政活性化基金に関し、国(消費者庁)の地方消費者行政活性化交付金により造成した基金の終期を3年延長し、引き続き有効に活用させるとの方針変更を受け、基金事業の実施期間及び精算期限を3年延長するための規定を整備するものです。

【参考：三重県消費者行政活性化基金の概要】

国から交付された地方消費者行政活性化交付金により、消費生活相談体制の整備や消費者啓発を図るため、設置されている。

2 概要(新旧対照表は別紙1のとおり)

- (1) 条例の有効期限を平成 30 年 3 月 31 日から平成 33 年 3 月 31 日まで延長します。
(附則第 2 項)
- (2) (1) に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、平成 30 年 12 月 31 日から平成 33 年 12 月 31 日まで延長します。(附則第 4 項)

3 施行日

公布の日から施行

4 今後の対応

本基金は、消費者啓発、消費生活相談員のレベルアップ、市町の消費生活相談員配置等に活用できるものであり、今後も有効に活用してまいります。

○三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 (略) (条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>3 (略) (経過措置)</p> <p>4 附則第二項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成三十三年十二月三十一日(同日までに当該精算が完了した場合)にあつては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略) (条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>3 (略) (経過措置)</p> <p>4 附則第二項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成三十年十二月三十一日(同日までに当該精算が完了した場合)にあつては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>

(議案補充説明)

3 議案第 99 号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について (環境生活部関係)

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正にかかる改正

(1) 改正の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものです。

(2) 概要 (新旧対照表は別紙 1 のとおり)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定する二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請及び変更申請に係る事務手数料を新設します。

【新設】	・二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る 特例認定申請手数料	147,000 円
	・二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る 特例認定変更申請手数料	134,000 円

(3) 施行日

平成 30 年 4 月 1 日から施行

2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正にかかる改正

(1) 改正の趣旨

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に鑑み、手数料の額を改定するものです。

(2) 概要 (新旧対照表は別紙 1 のとおり)

使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) で規定する破砕業の事業範囲変更許可申請手数料の額を改定します。

【改定】	破砕業事業範囲変更許可申請手数料	75,000 円 → 67,000 円
------	------------------	---------------------

(3) 施行日

平成 30 年 4 月 1 日から施行

3 土壤汚染対策法の一部改正にかかる改正

(1) 改正の趣旨

「土壤汚染対策法」の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものです。

(2) 概要（新旧対照表は別紙1のとおり）

「土壤汚染対策法」で規定する汚染土壤処理業の譲渡及び譲受、汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割並びに汚染土壤処理業の許可を受けた地位の相続の承認申請に係る事務手数料を新設します。

【新設】	・ 汚染土壤処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	120,000 円
	・ 汚染土壤処理業合併等承認申請手数料	120,000 円
	・ 汚染土壤処理業相続承認申請手数料	120,000 円

(3) 施行日

平成 30 年 4 月 1 日から施行

改正案		現行	
別表第一(第二条関係)			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇百六十六の五	(略)	(略)	(略)
百六十の六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十による産業廃棄物の処理に係る特別の認定の申請に対する審査	二以上の産業廃棄物の処理に係る特別の認定の申請に対する審査	十四万七千円
百六十の七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十による産業廃棄物の処理に係る特別の認定の申請に対する審査	二以上の産業廃棄物の処理に係る特別の認定の申請に対する審査	十三万四千円
百六十の八	(略)	(略)	(略)
百六十の九	(略)	(略)	(略)
百六十の十	使用済自動車破砕事業の再資源化等業範囲変更に関する法律第七十条第一項の規定に基	破砕事業の再資源化等業範囲変更に関する法律第七十条第一項の規定に基	六万七千円
百六十の十一	(略)	(略)	(略)
百六十の十二	(略)	(略)	(略)
(新設)			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇百六十六の五	(略)	(略)	(略)
百六十の六	(略)	(略)	(略)
百六十の七	(略)	(略)	(略)
百六十の八	(略)	(略)	(略)
百六十の九	(略)	(略)	(略)
百六十の十	使用済自動車破砕事業の再資源化等業範囲変更に関する法律第七十条第一項の規定に基	破砕事業の再資源化等業範囲変更に関する法律第七十条第一項の規定に基	七万五千円
百六十の十一	(略)	(略)	(略)
百六十の十二	(略)	(略)	(略)

百八十 一の十	(略)	審査 申請に対する 分割の承認の 人の合併又は 業者である法 汚染土壌処理料 規定に基づく申請手数	百八十 一の十	法第二十七條の三第一項の併等承認 規定に基づく申請手数	汚染土壌十二万円	百八十 一の十	法第二十七條の二第一項の渡及び譲 規定に基づく受承認申 汚染土壌処理請手数料 業の譲渡及び 譲受の承認の 申請に対する 審査	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	審査 申請に対する 変更の許可の 事業の範囲の づく破碎業の
百八十 一の十	(略)	審査 申請に対する 分割の承認の 人の合併又は 業者である法 汚染土壌処理料 規定に基づく申請手数	百八十 一の十	法第二十七條の三第一項の併等承認 規定に基づく申請手数	汚染土壌十二万円	百八十 一の十	法第二十七條の二第一項の渡及び譲 規定に基づく受承認申 汚染土壌処理請手数料 業の譲渡及び 譲受の承認の 申請に対する 審査	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	審査 申請に対する 変更の許可の 事業の範囲の づく破碎業の
百八十 一の十	(略)	審査 申請に対する 分割の承認の 人の合併又は 業者である法 汚染土壌処理料 規定に基づく申請手数	百八十 一の十	法第二十七條の三第一項の併等承認 規定に基づく申請手数	汚染土壌十二万円	百八十 一の十	法第二十七條の二第一項の渡及び譲 規定に基づく受承認申 汚染土壌処理請手数料 業の譲渡及び 譲受の承認の 申請に対する 審査	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	審査 申請に対する 変更の許可の 事業の範囲の づく破碎業の

百八十 一の十	(略)	(新設)	百八十 一の十	(新設)	(略)	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	審査 申請に対する 変更の許可の 事業の範囲の づく破碎業の
百八十 一の十	(略)	(新設)	百八十 一の十	(新設)	(略)	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	審査 申請に対する 変更の許可の 事業の範囲の づく破碎業の
百八十 一の十	(略)	(新設)	百八十 一の十	(新設)	(略)	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	百八十 一の十 三〇百 八十一 の十五	審査 申請に対する 変更の許可の 事業の範囲の づく破碎業の

四 百 六 十	二 百 八 十 三	十 一 の 二	百 八 十	九
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	

四 百 六 十	二 百 八 十 三	七 十	百 八 十	六
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	

(議案補充説明)

4 議案第2号 平成29年度三重県一般会計補正予算(第9号)

(環境生活部関係)

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の額
2 総務費	5 生活文化費	4,069,453	6,206	4,075,659
4 衛生費	6 環境保全費	7,518,167	5,494	7,523,661
10 教育費	8 私学振興費	6,914,241	—	6,914,241
合 計		18,501,861	11,700	18,513,561

別表 1

平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 9 号）の内容（環境生活部関係）

（単位：千円）

款 項 目	細事業名	補正前 の額	今回 補正額	補正後 の額	説明（主要要因）
【歳出】					
2 総務費					
5 生活文化費					
(1) 生活対策費	人件費	1,390,216	6,206	1,396,422	人事委員会勧告に 基づく給与改定に 係る経費の増
4 衛生費					
6 環境保全費					
(1) 環境総務費	人件費	1,269,895	5,494	1,275,389	人事委員会勧告に 基づく給与改定に 係る経費の増
	（計）	2,660,111	11,700	2,671,811	
【歳入】	（節区分）				
12 繰入金					
2 基金繰入金					
(1) 基金繰入金	環境保全基金 繰入金	51,430	183	51,613	人件費に充当
	財政調整基金 繰入金	0	11,517	11,517	人件費に充当
	（計）	51,430	11,700	63,130	

(議案補充説明)

5 議案第 81 号 平成 29 年度三重県一般会計補正予算 (第 10 号)

(環境生活部関係)

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の額
2 総務費	5 生活文化費	4,075,659	▲ 15,910	4,059,749
4 衛生費	6 環境保全費	7,523,661	▲ 316,721	7,206,940
10 教育費	8 私学振興費	6,914,241	▲ 139,850	6,774,391
合 計		18,513,561	▲ 472,481	18,041,080

別表 1

平成29年度三重県一般会計補正予算（第10号） 主要項目（環境生活部関係）

※補正予算総額 ▲472,481千円

（単位：千円）

款	項	目	細事業名	補正前 の額	今回補正額	補正後 の額	補正の概要		
総務費	生活文化費	生活対策費	企画調整費	27,423	32,274	59,697	会計検査院による会計実地検査で指摘のあった交付金の返還等による増額		
			地域女性活躍推進事業費	9,192	▲ 4,500	4,692	市町に対する補助所要額の執行見込み減による減額		
衛生費	環境保全費	環境総務費	環境保全基金積立金	475,660	43,295	518,955	産業廃棄物税の税収見込み増等による増額		
		廃棄物対策費	産業廃棄物適正処理推進事業費	90,533	▲ 9,259	81,274	業務委託の入札差金及び市町に対する補助所要額の執行見込み減による減額		
			地域循環高度化促進事業費	40,645	▲ 9,377	31,268	事業見直し及び業務委託の入札差金等による減額		
			環境修復事業費	3,084,664	▲ 183,169	2,901,495	行政代執行の各事案の執行見込み減による減額		
		環境指導費	大気テレメータ維持管理費	114,459	▲ 6,352	108,107	大気測定機器・局舎の修繕料等の執行見込み減による減額		
			生活基盤施設耐震化等補助金	743,507	▲ 94,928	648,579	市町に対する補助所要額の執行見込み減等による減額		
			水道事業会計支出金	1,033,426	▲ 14,507	1,018,919	上水道事業の出資対象経費の減による出資金等の減額		
			浄化槽設置促進事業補助金	169,237	▲ 20,294	148,943	市町の補助所要額実績見込み減による減額		
		教育費	私学振興費	私学振興費	私立高等学校等教育費負担軽減事業費	144,503	▲ 11,127	133,376	高校生等奨学給付金の対象世帯見込み数の減等による減額
					私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,788,357	▲ 124,178	1,664,179	就学支援金の金額精査等による減額

別表 2

平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 10 号）繰越明許費（環境生活部関係）

【追加】

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
4 衛生費			349,025
	6 環境保全費	環境修復事業費	286,724
		水道指導監督費	62,301

1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告(環境生活部関係)

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	私立高等学校等 振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町 238 他15法人1団体	4,799,926 (H30.6)	私立高等学校等における 経常的経費に助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神 に基づいた特色ある教育 の向上への支援及び保 護者の経済的負担の軽 減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金 等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校への 支援は重要である。	私学課	教育費	私学振 興費	私学振 興費	私立学校振興 費
2	私立特別支援学 校振興補助金	学校法人 特別支 援学校聖母の家学 園 四日市市波木町 330-5	161,189 (H30.7)	私立特別支援学校におけ る経常的経費に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3	私立専修学校振 興補助金	学校法人 みえ大 橋学園 四日市市浜田町 13-29 他15法人	51,953 (H30.6)	私立専修学校における経 常的経費に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
4	齋宮跡普及・啓発 活動等支援補助 金	明和町 多気郡明和町馬之 上945	18,938 (H30.4)	齋宮跡体験学習施設の効 果的・効率的な普及・啓発 事業等を展開するための 経費を補助する。	(目的・理由) 齋宮歴史博物館と一体と なり齋宮跡の活用事業、 情報発信において重要 な役割を担っている齋宮 跡体験学習施設で実施 する齋宮跡の効果的、効 率的な普及・啓発事業等 の展開を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金 等交付要綱	公共財 齋宮跡と齋宮歴史博物 館、齋宮跡体験学習施設 が有機的に結びつき、生涯 学習の拠点として活用され ることは、県民文化の向上 につながるものであり、そ の一翼を担う公共施設(齋 宮跡体験学習施設)への 経費補助は公益性の高い ものである。	文化振興課	総務費	生活文 化費	齋宮歴 史博物 館費	齋宮歴史博物 館費

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
5	生活基盤施設耐震化等補助金	未定	791,719 (H31.3)	市町等が行う水道施設の耐震化や老朽化対策及び水道事業の広域化の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。 (根拠) 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、災害時においても機能を維持させるための取組を進める必要があり、公益性がある。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水道指導監督費
6	浄化槽設置促進事業補助金	未定	137,928 (H31.3)	単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/3・上限あり)を行う。 また、市町が配管費用等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 浄化槽設置促進事業実施要綱及び交付要領 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	同上	同上	同上	同上	浄化槽設置促進事業補助金
7	浄化槽市町整備促進事業補助金	未定	31,653 (H31.3)	高度処理型合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、起債の元金から地方交付税措置相当額を除いた額の1/2を県費助成する。 単独浄化槽や汲み取りから市町型合併処理浄化槽へ転換を行う者に対し、市町が配管費用等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が設置主体となって高度処理型浄化槽の計画的整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 浄化槽市町整備促進事業実施要綱及び交付要領 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 各家庭からの生活雑排水を公共用水域に放流するにあたり、排水の汚濁量を減じる施設であり、社会的便益をもたらす施設であるため施設整備へ公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	浄化槽設置促進事業補助金

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
8	隣保館整備費補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	33,750 (H31.3)	市町が設置している隣保館における、増改築及び大規模修繕等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
9	隣保館運営費等補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目37	13,601 (H31.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
10	同上	四日市市 四日市市諏訪町1-5	14,415 (H31.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
11	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	19,133 (H31.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
12	同上	津市 津市西丸之内23-1	73,602 (H31.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
13	隣保館運営費等補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	22,228 (H31.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
14	同上	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29	17,092 (H31.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
15	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	51,809 (H31.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
16	同上	名張市 名張市鴻之台1-1	14,695 (H31.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
17	ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金	独立行政法人環境再生保全機構 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	10,242 (未定)	PCB廃棄物の処理費用は、通常の廃棄物と比べて非常に高額であることから、処理費用負担能力の小さい中小企業等に対してPCB廃棄物(高圧トランス、コンデンサ等)の処理費用の助成を行うため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に対して国とともに拠出する。	(目的・理由) 処理費用負担能力の小さい中小企業等のPCB廃棄物の処理費用を助成するため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に対して国とともに拠出し、PCB廃棄物の早期処理の実現を図る。 (根拠) 独立行政法人環境再生保全機構法 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマムPCB廃棄物は、これまで処理する施設の整備が進まず、また処理費用が高額であることから、ほとんどが各事業者によって保管されており、長期にわたる保管の過程でPCB廃棄物の紛失など、環境への影響が懸念されている。このようなことから、処理費用負担能力の小さい中小企業等のPCB廃棄物の処理費用を助成するため、PCB廃棄物処理基金に対し拠出し、PCB廃棄物の早期処理の実現を図る。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	廃棄物適正処理推進事業費
18	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	30,000 (未定)	管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのために市町が行う道路整備、緑化事業等の基盤整備事業を支援する。	(目的・理由) 最終処分場に対する住民の理解と協力を得られやすくするために、県が支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境の整備を促進する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム管理型産業廃棄物最終処分場は、健全な産業活動を維持するための必要不可欠な産業基盤であるが、従来、周辺地域のイメージに、マイナスに寄与すると捉えられている。こうした中、処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、当該地域が環境面でも十分配慮された地域となるよう、生活環境の整備が必要である。	同上	同上	同上	同上	同上

交付決定実績調書(7,000万円以上)

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	課(室)名	備考
1 (11)	隣保館運営費等補助金	津市 津市西丸之内23-1	73,602	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	(政策) 人権の尊重と多様性を認め合う社会 (施策) 人権が尊重される社会づくり (目標) 人権が尊重されるまちづくりの推進	市町の人権啓発等の拠点である隣保館の事業を円滑に進めるための支援としては、経常経費にかかる補助金の交付が適当である。	人権課	